

財団法人滋賀県陶芸の森寄付行為

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、財団法人滋賀県陶芸の森という。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を、滋賀県甲賀市信楽町勅旨 2188-7 に置く。

第2章 目的および事業

(目的)

第3条 この法人は、県民の陶芸に対する理解と親しみを深め、広く陶芸に関する交流の場とするために必要な事業を行うほか、滋賀県立陶芸の森の管理運営を行うことにより、県の陶器産業の振興と文化の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 滋賀県および甲賀市から受託する次の事業
 - ア 陶芸作品、陶芸に関する資料等の収集および保管
 - イ 陶芸作品、陶芸に関する資料等の展示
 - ウ 陶芸作品の創作に関する研修の実施
 - エ 信楽焼産業製品の展示および紹介
 - オ 施設の維持および管理
- (2) 陶芸文化に関する調査研究および普及活動事業
- (3) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 資産および会計

(資産の構成)

第5条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 寄付金品および補助金
- (3) 資産から生ずる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

(資産の種類)

第6条 資産は、基本財産と運用財産の2種とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録中基本財産の部に記載された財産
- (2) 基本財産とすることを指定して寄付された財産
- (3) 理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 運用財産は、基本財産以外の資産とする。

(基本財産の処分の制限)

第7条 基本財産は、これを処分し、または担保に供することができない。ただし、この法人の業務運営上やむを得ない理由があるときは、理事会において、理事の4分の3以上の同意を得、かつ、滋賀県知事（以下「知事」という。）の承認を得て、その一部を処分し、または担保に供することができる。

(資産の管理)

第8条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事長が理事会の議決を経て、別に定める。
2 基本財産のうち現金は、理事会の議決を経て、郵便官署もしくは確実な金融機関に預入れ、信託会社に信託し、または国債、公債その他の確実な有価証券に替えて理事長が保管しなければならない。

(経費の支弁)

第9条 この法人の事業遂行に要する経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業計画および収支予算)

第10条 この法人の事業計画およびこれに伴う収支予算は、毎事業年度開始前に理事長が編成し、理事会の議決を経て、知事に提出しなければならない。
2 前項の規定は、事業計画または収支予算の変更について準用する。この場合において、同項中「毎事業年度開始前」とあるのは、「速やかに」と読み替えるものとする。

(事業報告および収支決算)

第11条 この法人の事業報告および収支決算は、毎会計年度終了後、理事長が事業実績報告書、収支計算書、財産目録等として作成し、監事の監査を受け、理事会の議決を経たのち、当該会計年度終了後3月以内に知事に提出しなければならない。

(会計年度)

第12条 会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第4章 役員および職員

(役員)

第13条 この法人に、次の役員を置き、理事をもって民法上の理事とし、監事をもって民法上の監事とする。

- | | |
|-----------------------------|------------|
| (1) 理事長 | 1人 |
| (2) 副理事長 | 2人 |
| (3) 常務理事 | 1人 |
| (4) 理事(理事長、副理事長および常務理事を含む。) | 7人以上9人以内 |
| (5) 評議員 | 10人以上13人以内 |
| (6) 監事 | 2人 |

- 2 理事に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記簿の謄本を添えて登記完了の日から2週間以内に、その旨を知事に届け出なければならない。
- 3 評議員に異動があったときは、異動のあった日から2週間以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

(選任)

第14条 理事および監事にあつては評議員会が、評議員にあつては理事会がこれを選任する。

- 2 理事長、副理事長および常務理事は、理事の互選により定める。
- 3 理事、評議員および監事は、相互に兼ねることができない。

(職務)

- 第15条 理事長は、この法人を代表し、この法人の業務を統括する。
- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき、または理事長が欠けたときは、あらかじめ理事長が指名した順序でその職務を代行する。
- 3 常務理事は、理事長および副理事長を補佐して、日常の業務を処理し、理事長および副理事長に事故

あるとき、または理事長および副理事長が欠けたときは、その職務を代行する。

- 4 理事は、理事会を構成し、この法人の業務の執行を決定する。
- 5 評議員は、評議員会を構成し、この寄付行為に定める職務を行う。
- 6 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) この法人の財産および帳簿を監査すること。
 - (2) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (3) 財産の状況または業務の執行について不整の事実を発見したときは、これを理事会もしくは評議員会または知事に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため、必要があるときは、理事会および評議員会の招集を請求し、または招集すること。
 - (5) 理事会または評議員会に出席し、意見を述べること。

(任期)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、補欠役員の任期は前任者の残任期間とし、増員による役員の任期は現任者の残任期間とする。

- 2 役員は、再任されることができる。
- 3 役員は、辞任した場合または任期満了の場合においても、後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、理事会および評議員会において、それぞれ理事および評議員の4分の3以上の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えられないと認められるとき。
 - (2) 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない行為があったと認められるとき。
- 2 前項の規定により、役員を解任しようとするときは、解任の議決を行う理事会および評議員会において、その役員に弁明の機会を与えなければならない。

(職員)

第18条 この法人の職務を遂行するために、館長その他の職員を置く。

- 2 職員は、理事長が任免する。

第5章 会 議

(会議の種別)

第19条 会議は、理事会および評議員会の2種とする。

(構成)

第20条 理事会は理事をもって、評議員会は評議員をもって構成する。

(権能)

第21条 理事会は、この寄付行為に別に定めるもののほか、この法人の運営に関し、重要な事項を議決する。

- 2 評議員会は、この寄付行為に別に定めるもののほか、理事長の諮問に応じて必要な事項について審議し、および助言するとともに、必要に応じ重要な事項に関し、理事長に建議することができる。
- 3 理事会において、次に掲げる事項を議決する場合には、あらかじめ評議員会の意見を聴かななければならない。
 - (1) 基本財産の処分に関すること。
 - (2) 事業計画および予算の承認に関すること。

- (3) 事業報告および決算の承認に関する事。
- (4) 寄付行為の変更に関する事。
- (5) 諸規程の制定および改廃に関する事。
- (6) 解散および残余財産の処分に関する事。

(開催)

第22条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第6項第4号の規定により監事から招集の請求があったとき。

2 評議員会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 評議員の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第6項第4号の規定により監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第23条 会議は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第1項第2号もしくは第3号または同条第2項第2号もしくは第3号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に理事会または評議員会を開催しなければならない。

3 会議を招集するには、理事または評議員に対し、会議の目的たる事項およびその内容ならび日時および場所を示して、開会の日の7日前までに文書をもって通知しなければならない。

(議長)

第24条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

2 評議員会の議長は、その評議員会において、出席した評議員の内から選任する。

(定足数)

第25条 会議は、理事会にあっては理事の3分の2以上、評議員会にあっては評議員の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第26条 会議の議事は、この寄付行為に別に規定するもののほか、出席した構成員の過半数の同意をもって決する。この場合において、議長は構成員として議決に加わる権利を有しない。ただし、可否同数のときは議長の決するところによる。

(書面表決等)

第27条 やむを得ない理由のため、会議に出席できない理事または評議員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、または他の理事もしくは評議員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前2条の規定の適用については、出席したものとみなす。

2 理事長は、軽易な事項または緊急を要する事項については、書面による賛否を求めて理事会の議決にかえることができる。

(議事録)

第28条 会議の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時および場所
- (2) 理事または評議員の現在数
- (3) 会議に出席した理事または評議員の氏名（書面表決者および表決委任者の場合にあつては、その

旨を付記するものとする。)

- (4) 議決事項
- (5) 議事の経過

2 議事録には、出席した理事または評議員のうちからその会議において選出された議事録署名人2名以上が議長とともに署名押印しなければならない。

第6章 寄付行為の変更および解散

(寄付行為の変更)

第29条 この寄付行為は、理事会において理事の4分の3以上の同意を経た後、知事の認可を得なければ変更することができない。

(解散および残余財産の処分)

第30条 この法人は、民法第68条第1項第2号から第4号までの規定によるほか、理事会において理事の4分の3以上の同意を経た後、知事の許可があったときに解散する。

2 解散のときに存する残余財産は、理事会の議決を得、かつ、知事の許可を得て地方公共団体またはこの法人と類似の目的を持つ団体に寄付するものとする。

第7章 雑則

(委任)

第31条 この寄付行為の施行について必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て別に定める。

付則

- 1 この寄付行為は、この法人の設立許可のあった日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、第14条第1項の規定にかかわらず、別紙役員名簿のとおりとする。
- 3 この法人の設立初年度の事業計画および収支予算は、第10条第1項の規定にかかわらず、設立者の定めるところによる。

付則

この寄付行為の変更は、滋賀県知事の認可のあった日から施行する。

付則

この寄付行為の変更は、市が県知事の認可のあった日(平成12年7月7日)から施行する。

付則

この寄付行為の変更は、滋賀県知事の認可のあった日(平成17年1月31日)から施行する。